

○一般社団法人立川市勤労者福祉サービスセンター

入会金及び会費規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人立川市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）定款第7条に規定する入会金及び会費に関し、必要な事項を定める。ただし、会員の資格については、センター定款第6条及び第8条から第10条によるものとする。

(入会金)

第2条 入会金の額は、構成員又は個人1人につき300円とする。

2 入会金は、返還しないものとする。

(会費)

第3条 会費の額は、構成員及び個人1人につき月額400円とする。

2 会費は、入会する者については、入会した月の翌月分からとし、退会する者については、退会した月の属する分までとする。

3 会費の納入は、口座振替依頼書により指定する金融機関の預貯金口座から口座振替の方法により納入するものとする。ただし、振替期日が金融機関の休日にあたる場合は、翌営業日とする。

4 会費の納期限は、次の各号に掲げる区分に応じ前納する。

	納期	期間	会費請求基準日	口座振替日
(1)	(第1期)	4月1日から6月30日	4月1日	4月20日
(2)	(第2期)	7月1日から9月30日	7月1日	7月20日
(3)	(第3期)	10月1日から12月31日	10月1日	10月20日
(4)	(第4期)	1月1日から3月31日	1月1日	1月20日

5 前項で定める方法により3ヶ月に1回前納したもののうち、既に納入した会費は返還しない。ただし、先払いした会費(預り金)は、次の各号に掲げる退会事由に該当する場合、届出日の属する月の翌月以降の会費相当額については、返還できるものとする。

- (1) 会員事業所の廃業による退会
- (2) 会員事業所からの退職による退会
- (3) 会員の死亡による退会

(減免)

第5条 第2条第1項及び第3条第1項で規定する入会金又は会費は、期間を定め減免することができる。ただし、減免する期間及び額については理事会で定める。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、入会金及び会費に関し必要な事項は理事長が別に定める。

(変更)

第7条 この規則は、総会の決議によって変更することができるものとする。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行にともなう関係法律の整備に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人の設立後のセンター入会金及び会費規則は、前項で規定した施行日以後について適用し、施行日までの入会金及び会費については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年10月27日から施行する。ただし、効力の発生は、一般社団法人の設立の登記の日からとする。